

仕 様 書

1 件名

広島市市民活動保険業務

2 契約者

広島市長 松井 一實（保険料は市が全額負担し、市民活動団体等の負担はないものとする。）

3 保険の内容

広島市内在住者等が行うボランティア活動等の計画的で公益性のある市民活動を対象とした総合的な賠償補償及び傷害補償を行う保険として、別添、広島市市民活動保険制度実施要綱等に基づく必要な補償を行えるよう、保険約款及び特約条項を整え、本保険業務を行う。

（特記事項）

- ①傷害補償においては、日射や熱射による熱中症等も対象とする。
- ②傷害補償においては、所定の場所と自宅との通常の経路における往復中も対象とする。
- ③傷害補償においては、軽微なケガ（保険金が10万円以下）の場合は、医師の診断書は不要とする。
- ④賠償補償においては、活動者相互間の賠償も対象とする。
- ⑤宿泊を伴う活動も対象とする。（ただし国外は除く。）
- ⑥自主防災に関する活動も対象とする。（広島市市民活動保険制度実施要綱別表1に記載。）

4 保険期間

令和7年4月1日午後4時から令和8年4月1日午後4時まで

5 その他

- （1） 補償対象者の事前の登録は行わない。
【参考】令和6年12月末現在の広島市人口 1, 173, 543人
- （2） 本件契約は、本保険業務に係る予算の成立を条件とし、令和7年4月1日付けで契約を締結し一括して保険料を支払い、精算は行わない。
ただし、保険会社の不実による場合は、市はこの契約を解除し、保険会社は、未経過期間に対し日割り計算した保険料を市に返還することとする。
- （3） 本保険業務を行うための保険約款及び特約条項の整備については、保険会社の判断に委ねる。ただし、法令等を遵守した保険構成であること。
- （4） 保険会社は、保険金を支払うときは、補償金請求者の指定する金融機関の口座に振り込むこととし、補償金請求者に対して支払い通知書を送付するとともに、市長に対してもその旨を通知すること。
- （5） 保険会社は、市や対象者等からの問合せ等に常時対応できる体制をとること。また、保険会社は、傷害補償における事故確認や賠償補償における被害者との示談等について積極的に協力すること。
- （6） 保険会社は、市が求める場合には保険給付実績等の必要資料を提出すること。
- （7） 保険内容及び手続等についての説明会等において、市が求める場合は保険業務に精通した従業員を派遣すること。
- （8） 「広島市市民活動保険制度Q & A」、「広島市市民活動保険制度 主な個別対応事例」に記載する内容について、本保険業務で対応できるようにすること。
- （9） 保険会社は、この業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。
保険会社は、業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- （10） 本仕様書に規定のないものについては、市と保険会社が協議の上、決定する。